

輸入サルの飼育施設指定に関する説明会

(サル輸入業関係者等)

日時：平成17年5月31日(火) 15:00～

場所：厚生労働省13階 専用第16会議室

議事次第

1. 輸入サルの飼育施設指定制度について
2. 具体的な手続きについて
3. その他

<資料>

- 資料1 ペット用サルの輸入禁止について
- 資料2 指定施設の審査基準(案)について
- 資料3 具体的な手続き(申請の手引き書(案))について
- 資料4 輸入サルの取り扱いについて

<参考資料>

- 参考資料1 「動物由来感染症に対する対策の強化について(意見)」厚生科学審議会感染症分科会(平成16年6月4日)
- 参考資料2 国際獣疫事務局(OIE)国際衛生規約(code)の霊長類に関する抜粋(仮訳)
- 参考資料3 日本のサルの輸入検疫制度の概要
- 参考資料4 ペット用サルの輸入禁止に係る改正省令(新旧)

ペット用サルの輸入禁止について

厚生労働省健康局結核感染症課

1 背景

厚生科学審議会感染症分科会（平成16年6月4日）において、サルについては人に感染症を感染させる可能性が高いことから、国際基準である OIE 国際動物衛生規約に準拠し、ペット用のサルの輸入は認めないこととする対策が必要であるとの意見が出された。

(参考資料1及び2参照)

2 経過

上記について、サルの検疫を実施している農林水産省（動物検疫所）と調整し、ペット用サルの輸入禁止については、「試験研究機関における試験研究及び動物園における展示の用に供するもの」のみ輸入を認めることにより実施することとした。

(参考資料3参照)

3 具体的な内容及びスケジュール

(1) 省令改正に関するパブリックコメントの実施

意見募集期間：平成16年12月2日～12月31日

(パブリックコメントへの厚生労働省の見解は、当省ホームページに掲載)

(2) 厚生労働・農林水産省令の改正

内容：「試験研究機関又は動物園（感染症を人に感染させるおそれがない施設として、厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限り。）において業として行われる研究又は展示の用に供されるもの」のみ輸入を認める。

公布日：平成17年3月30日

施行日：平成17年7月 1日

(参考資料4参照)

(3) 審査要件及び申請に係る書類等手続きについて

なお、現在、審査要件に関し、パブリックコメントを実施中

意見募集期間：平成16年5月23日～6月12日

(4) 申請書の提出先及び指定方法

申請窓口は、厚生労働省健康局結核感染症課。

厚生労働大臣及び農林水産大臣指定書（一部）を施設に対し交付。

(5) 制度の実施方法

農林水産省動物検疫所が、サルの輸入申請時において、サルの仕向先施設が厚生労働大臣及び農林水産大臣指定施設（以下、「指定施設」という）であることを確認（「指定書の写し」及び「輸入者と指定施設間の契約書」等の提出により確認・担保予定）。

※：輸入検疫終了までに、当該サルの仕向先が指定施設に確定しなければ、輸入検疫証明書が交付されない。

(案)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令に基づく指定の審査基準等

第 1 指定の申請

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成 11 年厚生省・農林水産省令第 2 号）第 1 条の表サルの項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする試験研究機関又は動物園の設置者は、次に掲げる事項を記載した様式第一号による申請書を厚生労働大臣及び農林水産大臣に正副 2 通提出しなければならない。この場合において、申請書は、厚生労働省健康局結核感染症課あて書留郵便により送付しなければならない。

- (1) 輸入したサル（以下「輸入サル」という。）を飼育するための施設（以下「飼育施設」という。）の所在地及び位置
- (2) 申請者が法人である場合には、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）の氏名及び住所並びに使用人（本店若しくは支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）又は継続的に試験若しくは研究又は展示に係る業務（以下「業務」という。）を行うことができる施設を有する場所で試験若しくは研究若しくは展示の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者に限る。以下同じ。）の氏名及び住所
- (3) 申請者が個人である場合には、その氏名及び住所並びに使用人の氏名及び住所
- (4) 申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- (5) 施設の管理者の氏名及び住所
- (6) 輸入サルの用途

2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 施設の構造を明らかにする平面図及び構造図（輸入サルが感染症に感染した場合の当該輸入サルの隔離区域を明示すること。）
- (2) 施設の付近の見取図
- (3) 試験若しくは研究の概要及びこれまでの実績又は指定に係る動物園の過去 3 年間の開園実績、入場者数、展示計画の概要その他技術的事項を記載した書類その他サルを飼育する技術的能力を証する書類
- (4) 施設の維持管理に関する事項を記載した書類
- (5) 施設における輸入サルの取扱いに係る作業手順を記載した書類
- (6) 業務に係る従業員の雇用及び配置の状況並びに従業員の技術的能力を説明する書類

- (7) 施設の衛生管理に従事するために配置されている獣医師の氏名及び獣医師名簿に登録されている登録番号を記載した書類（当該獣医師が委託契約等に基づき衛生管理に従事する場合にあっては、当該獣医師の氏名及び獣医師名簿に登録されている登録番号を記載した書類並びに当該契約を証する書類の写し）
 - (8) 業務に要する資金の総額及びその調達方法等を記載した書類
 - (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (10) 申請者が個人である場合には、個人の資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類
 - (11) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及びこの基準に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
 - (12) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
 - (13) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
 - (14) 第2の3に定める欠格条項に該当しない旨を記載した書類（誓約書）
 - (15) 申請者が施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
 - (16) 指定の更新を受ける場合は、輸入サルの転帰（当該輸入サルの生存状況又は移動、販売、譲渡等の事実をいう。）に関する情報を記載した書類
- 3 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定の申請に対する審査に必要な限度において、施設の管理者その他の業務の関係者に報告を求め、又は当該職員をして管理者の同意を得て実地に帳簿その他の書類を検査させるものとする。
- 4 指定についての標準処理期間（行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に規定する期間をいう。）は、30日とする。

第2 施設及び申請者の能力

業務の用に供する施設及び申請者の能力がその業務を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次に掲げる基準に適合するものであること。

1 施設の能力に係る基準

施設は、次に掲げる基準のいずれにも該当しなければならないこと。

- (1) 飼育される輸入サルが外部に逸走できない構造を有するものであること。
- (2) 感染症に感染した輸入サルを隔離するための構造を有するものであること。
- (3) 感染症の病原体に汚染された物品、飼育に必要な用具等の消毒に必要な設備が設けられたものであること。
- (4) 獣医師により飼育される輸入サルの健康状態が監視され、及び必要な衛生措置がとれる体制が確保されていること。

2 申請者の能力に係る基準

申請者の能力は、次に掲げる基準のいずれにも該当しなければならないこと。

- (1) 業として行われる試験若しくは研究又は展示を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 試験若しくは研究又は展示を業としての確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

3 欠格条項

次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）又はこれらの法令に基づく処分に違反し、懲役又は罰金の刑に科せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5) 平成17年7月1日以降に輸入されたサルに指定を受けた施設以外の施設への移動、譲渡、販売等を行った者
- (6) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員又は使用人のうちに(1)から(5)までのいずれかに該当する者のあるもの
- (8) 個人で使用人のうちに(1)から(5)までのいずれかに該当する者のあるもの

第3 指定の有効期限、条件等

- 1 指定は、指定を受けた日から3年を経過した日以後の最初の6月30日までの期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし、当該期間内に当該更新の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し更新又は更新の拒否の処分がある日までは、指定されているものとみなす。
- 2 施設において飼育される輸入サルについては、衛生管理及び飼養管理（施設外からの輸入サルの導入及びその繁殖、死亡、出荷等に関する情報を含む。）に関する記録を記載した帳簿を備え、これを3年間保存しなければならない。
- 3 2の帳簿は、厚生労働大臣及び農林水産大臣から求めがあった場合には、これを提出しなければならない。
- 4 施設において飼育される輸入サルは、指定を受けた施設を有する者以外の者に移動、譲渡、販売等をしてはならない。
- 5 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定をする場合において、1から4までに規定する期限及び条件その他の感染症の発生及びまん延の防止上必要な期限及び条件を付するものとする。

第4 変更の指定等

1 変更の指定

業務の範囲を変更しようとするときは、厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定を受けなければならない。この場合においては、第1及び第2の規定を準用する。

2 変更等の届出

業務を廃止したとき又は、住所若しくは事務所の所在地、氏名若しくは名称、法定代理人、役員、使用人、主要な施設、設備の設置場所若しくは主要な設備の規模若しくは構造に変更があったときは、その廃止又は変更があった日から30日以内にその旨を厚生労働大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

第5 指定の取消し等

1 指定の取消し

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 感染症法若しくはこれらに基づく処分に違反する行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (2) 施設又は申請者の能力が第2の1及び2の指定基準に適合しなくなったとき（虚偽の申請を行ったとき及び当初から適合しないことが事後に判明したときを含む。）。
- (3) 第2の3の欠格条項に該当するに至ったとき。
- (4) この基準及び指定に付した条件に違反したとき。

2 名義貸しの禁止

指定を受けた者は、自己の名義をもって他人に試験若しくは研究又は展示を業として行わせてはならない。

第6 指定書の交付

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定をしたときは、様式第二号による指定書を交付するものとする。

輸入サル飼育施設指定申請書

厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿

申請年月日 平成 年 月 日

申請者

氏 名 (印) (署名又は記名押印)

住 所

電話番号

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成11年厚生省・農林水産省令第2号）第1条の表サルの項に規定する指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及びこれに基づく命令を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

サルの用途		
事業の用に供する 施設の所在地及び位置	電話番号	
申請者 (個人である場合)		
氏 名	住 所	
(法人である場合)		
名 称	所在地	
法定代理人 (申請者が〇〇に規定する未成年者である場合)		
氏 名	住 所	
※ 事務処理欄		

〇〇に規定する役員（申請者が法人である場合）

氏名	役職名・呼称	住所

〇〇に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

氏名	役職名・呼称	住所

施設の管理者

氏名	役職名・呼称	住所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「〇〇に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 事業の用に供する施設の位置について、文章で明確に表現できない場合には、図面を添付して指し示すこと。
- 厚生労働大臣及び農林水産大臣が定める部数を提出すること。

担当者連絡先（本申請に係る担当者情報を記載）

氏名	所属・役職	住所
電話番号		メールアドレス

指定番号

輸入サル飼育施設指定書

氏名

住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成11年厚生省・農林水産省令第2号）第1条の表サルの項に規定する指定を受けた施設であることを証する。

厚生労働大臣

印

農林水産大臣

印

指定の年月日

平成 年 月 日

指定の有効年月日

平成 年 月 日

1 サルの用途

2 指定の期限及び条件

- (1) 指定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし、当該期間に当該更新の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し更新又は更新の拒否の処分がある日までは、指定されているものとみなす。
- (2) 施設において飼育されるサルについて衛生管理及び飼養管理（施設外からの動物の導入及びその繁殖、死亡、出荷等に関する情報を含む。）に関する記録を記載した帳簿を備え、これを3年間保存しなければならない。
- (3) (2)の帳簿は、厚生労働大臣及び農林水産大臣から求めがあつた場合には、これを提出しなければならない。
- (4) 施設において飼育される輸入サルは、指定を受けた施設を有する者以外の者に移動、譲渡、販売等をしてはならない。
- (5) 指定には、(1)から(4)までに規定する期限及び条件その他の感染症の発生及びまん延の防止上必要な期限及び条件を付するものとする。

3 指定の更新または変更の状況

平成 年 月 日 (内容)

(案)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令に基づく指定の申請の手引き

「平成17年7月1日以降に輸入されたサル」を飼育するためには、厚生労働大臣及び農林水産省大臣の指定を受ける必要があります。

指定を受けようとする試験研究機関又は動物園は、申請書(様式第一号)に必要な事項を記載し、添付書類とともに、それぞれ正本、副本と表示して、合計2通(2部)を用意し、厚生労働省健康局結核感染症課あて、朱書きで表面に「指定申請書在中」と記載し、書留郵便で送付します。事務の関係上、郵送で書類を提出し、到達や事故時の調査確認を確実にするため、書留としてください。可能な限り速達によることが望ましいと考えます。

1 申請者

施設の設置者が申請者となります。施設の設置者とは、その施設を設置している人のことで、自然人(個人)又は法人になります。申請書においては、法人の場合、法律上の申請の権限を有する者(通常は、法人の代表者、代表権を有する人)の名前で行うのが原則となります。ただし、申請の権限を有する者から、法令やそれぞれの組織の規定によって代理権を与えられていると考えられる場合には、そのものの名前で行うこともできます。例えば、支配人や支店長等で、権限を与えられている場合などです。

法人が設置している施設に関して、申請の権限を有する者の名前で行うこととなりますが、個人が(個人の立場で)申請をすることはできません。

設置者の例

国立大学=国立大学法人、公立大学=地方公共団体、私立大学=学校法人

各省の施設等機関=各省各庁

企業の研究所=株式会社

2 申請書

申請書の記載にあたっての注意事項は以下のとおりです。

(1) 輸入したサル(以下「輸入サル」という。)を飼育するための施設(以下「飼育施設」という。)の所在地及び位置

所在地は、施設が所在する住所を記載します。

位置は、当該住所の敷地、建物内での施設の位置を記載します。文章で明確に表現できない場合には、図面を添付して指し示すこととしてください。

(2) 申請者が法人である場合には、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）の氏名及び住所並びに使用人（本店若しくは支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）又は継続的に試験若しくは研究又は展示に係る業務（以下「業務」という。）を行うことができる施設を有する場所で試験若しくは研究若しくは展示の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者に限る。以下同じ。）の氏名及び住所

役員とは、法人格に応じた役員ですが、役職や肩書きの名称を問わず、取締役等と同等以上の支配力を有すると認められる者が含まれます。

使用人については、次の場所で、試験等の業に関する契約の締結権限（その人の名前で契約を締結できる権限）を与えられている者に限ります。

- ① 本店又は支店（主たる事務所又は従たる事務所）、
- ② 継続的に試験等の業務を行うことのできる施設を有する場所でその業に関する契約を締結できる権限を与えられている者

(3) 申請者が個人である場合には、その氏名及び住所並びに使用人の氏名及び住所
ここでいう「使用人」は、上記（2）と同じです。

(4) 申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

申請者が個人の未成年者である場合で、営業の許可を与えられた未成年者（民法 6 条 1 項により、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有するものとして取り扱われます）でない、未成年者であるときに該当します。

(5) 施設の管理者の氏名及び住所

指定を受けようとする施設の管理者について、その方の氏名及び住所を記載します。
管理者とは、施設の設置者から、施設を管理する権限を与えられている管理者、施設長等のほか、事実上、施設を管理する責任を有する者も該当します。

(6) 輸入サルの用途

業として行われる試験、研究、展示のうち、当該輸入サルの用途に該当するものを記載します。複数に該当する場合には、複数を記載します。

3 申請書への添付書類

申請書への添付書類については以下のとおりです。

(1) 施設の平面図及び構造図

施設の平面的配置を示した「平面図」と施設を立体的に表した「構造図」を提出して下さい。それぞれの図には、万が一感染症に感染したサルが発生した場合に当該サルを隔離できる区域を斜線を引く等により明示して下さい。

(2) 施設の付近の見取図

施設周囲の状況がわかるものを提出して下さい（縮尺 1 : 5,000 以上）。

(3) 輸入サルをその用途に飼育する技術的事項、技術的能力を証する書類

① 試験又は研究用の場合

試験又は研究の概要及びこれまでの実績

② 展示用の場合

- ・ 当該動物園の過去 3 年間の開園実績、入場者数
- ・ 展示計画の概要
- ・ 新規の開園の場合には、開園の計画、予定入場者数、展示計画の具体性を示す書類

(4) 施設の維持管理に関する事項を記載した書類

施設の維持管理がどのように行われているか、その体制、実施内容を記載

(5) 施設での輸入サルを取扱う際の作業手順を記載した書類

(6) 業務に係る従業員の雇用及び配置の状況並びに従業員の技術的能力を説明する書類

- ・ 雇用及び配置の状況は、従業員の人数、資格等を記載
- ・ 技術的能力は、採用基準、保持資格、研修等の実施体制、受講状況等を記載

(7) 施設の衛生管理に従事するために配置されている獣医師の氏名及び獣医師名簿に登録されている登録番号を記載した書類（当該獣医師が委託契約等に基づき衛生管理に従事する場合にあっては、当該獣医師の氏名及び獣医師名簿に登録されている登録番号を記載した書類及び当該契約書の写し）

「当該施設に常勤の獣医師」又は「飼育動物に異常が見られた場合に診察を依頼するなど、施設の衛生管理を行うことを契約している獣医師」が該当します。契約書を締結されていないときは、新たに契約書を作成する必要があります。契約書以外に、獣医師と施設との間において、その獣医師が施設の衛生管理を行うことを証明することができる書面等がある場合には、これによることができます。

また、「氏名及び登録番号を記載した書類」としては、当該獣医師の獣医師免許の写し

等で代用することも可能です。

(8) 業務に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類

「業務」とは、輸入サルを使用して業として行う試験、研究又は展示を指します。業務に関する資金については、大規模の法人等において、明確に区分されていない場合には、推計額でも差し支えありません。

(9) 申請者が法人である場合

①直前3年の貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

既存の資料の複写等で代用して差し支えありません。

②定款又は寄付行為

③使用人がある場合には、その者の住民票の写し

使用人については、次の場所で、試験等の業に関する契約の締結権限（その人の名前で契約を締結できる権限）を与えられている者に限ります。

① 本店又は支店（主たる事務所又は従たる事務所）、

② 継続的に試験等の業務を行うことのできる施設を有する場所でその業に関する契約を締結できる権限を与えられている者

(10) 申請者が個人である場合

①個人の資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類

②住民票の写し

(11) 欠格条項に該当しない旨を記載した書類（誓約書）

個人に関する欠格条項については、役員等の個人ごとに自署で欠格条項に該当しない旨を記載するほか、申請者がその責任において各役員等の個人について欠格条項に該当していないことを記載して差し支えありません。

(12) 申請者が施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

登記簿や契約書によって、施設の所有又は使用権原を直接に明らかにする書類のほか、公的書類によってこれらの事項が証明できるには、その書類で差し支えありません。

(13) 指定の更新を受ける場合は、輸入サルの転帰（当該サルの生存状況又は販売、譲渡等の事実をいう。）に関する情報を記載した書類

前回の指定（更新）から今回の申請までの期間の輸入サルの導入頭数、譲渡頭数、生存状況等を記載します。

4 指定の有効期限、条件等

(1) 指定の有効期限

指定は、指定を受けた日から3年間を経過した日以降に最初に迎える6月30日まで有効です。有効期間は、指定書に明記されます。

更新のための申請手続及び申請書等は、新規の指定申請に準じたものです。

期限となる6月30日までに到達するよう、申請書（様式第一号）に必要事項を記載し、添付書類とともに正副2通用意し、厚生労働省健康局結核感染症課あて書留郵便で送付します。

なお、更新のための申請の場合、前回の指定、更新の際とその内容に変更のない事項については、その旨を申請書備考欄にその旨を明記した上で、これらの書類、図面等の添付を省略することができます。ただし、省略できない場合に、省略した場合には、書類不備で更新が受けられないことや指定が取り消されることもあるので、十分に注意してください。

(2) 衛生管理及び使用管理の記録及び当該記録の保存

指定を受けた施設では、飼育している輸入サルについて、衛生管理及び飼養管理（施設外からの輸入サルの導入及びその繁殖、死亡、出荷等に関する情報）に関する記録を記載した記録簿を作成し、その記録簿は3年間保存しなければなりません。

また、この記録簿は、厚生労働大臣及び農林水産大臣から求めがあった場合は、これを提出しなければなりません。

(3) 輸入サルの移動、譲渡、販売等の制限

指定を受けた施設において飼育される輸入サルは、他の指定を受けた施設以外には、移動、譲渡、販売等できません。仮に、このようなことが行われたことが判明した場合には、指定が取り消されます。

(4) 追加条件

指定をする際、個々の事情に応じて、これらの期限や条件を付した上で、指定をすることがあります。

上記の一般的な期限及び条件以外にも必要があると認める場合には、その他の感染症の発生及びまん延の防止のために必要な期限及び条件を付します。

5 変更の指定等

(1) 変更の指定

業務の範囲を変更（試験、研究又は展示）する場合には、あらためて厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定を受けなければなりません。この場合の手続は、指定の手続きと同様です。

(2) 変更等の届出

業務を廃止したとき又は以下の変更があった場合は、その廃止又は変更があった日から30日以内に、厚生労働大臣及び農林水産大臣に、その変更内容について届け出なければなりません。

届出が必要な変更：住所（事務所の所在地）、氏名（名称）、法定代理人、役員、使用人、主要な施設・設備の設置場所、主要な設備の規模・構造

6 指定書の交付

指定された場合は、様式第二号による指定書（1部）が交付されます。

輸入サルの取り扱いについて その1

感染症法の省令を改正し、輸入サルについて、本年7月1日より、次の対応を実施。

○改正の趣旨

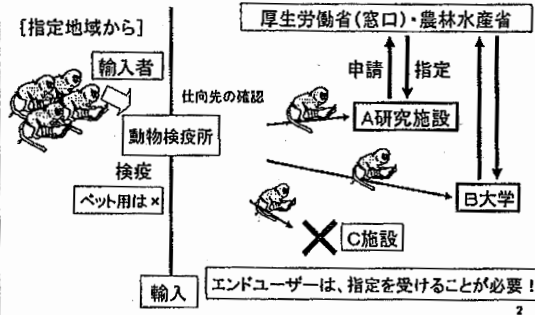
・サルは人に感染症を感染させる可能性が高いことから、OIE国際動物衛生規約にも準拠し、試験研究等の用に供されるもの以外のサルの輸入を認めない。

ペット用サルの輸入禁止。

○改正の内容

- ① 試験研究機関又は動物園において、業として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるサルのみ輸入を認める。
- ② 輸入サルを取り扱うためには、試験研究機関又は動物園は、厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定を受けなければならない。

輸入サルの取り扱いについて その2



輸入サルの取り扱いについて その3

○指定のための申請書の主な記載内容

- ・輸入サルの飼育施設の所在地・位置
- ・法人の場合は、役員の氏名・住所
- ・施設の管理者の氏名・住所

○添付書類等

- ・施設の構造(平面図、構造図)
- ・施設の付近の見取り図
- ・試験・研究の概要、実績
- ・施設の維持管理
- ・輸入サルの取り扱い作業手順
- ・業務に係る従業員の雇用、配置、技術的能力
- ・施設の衛生管理に従事する獣医師の氏名・登録番号
- ・業務に要する資金等
- ・法人の場合は、直前3年の貸借対照表、定款など
- ・個人の場合は、資産の調査、住民票写しなど
- ・欠格条件に該当しない旨
- ・施設の使用権限を有する旨

施設の能力
申請者の能力

輸入サルの取り扱いについて その4

指定の審査基準等

施設、申請者の能力が当該業務を的確かつ継続して行えること。

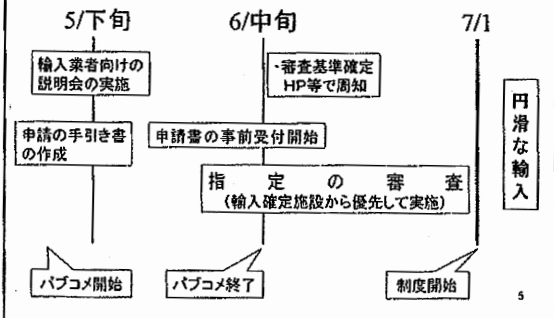
- ① 施設の能力
 - ・輸入サルが逃走しない構造
 - ・必要な消毒設備等
 - ・獣医師による適切な衛生管理 など
- ② 申請者の能力
 - ・試験・研究、展示を的確に行える知識及び技能
 - ・的確かつ継続して行える経理的基盤

施設指定の目的は、ペット用への流用防止のチェック!

⇒ 従って、通常の研究機関、動物園であれば問題なし。

輸入サルの取り扱いについて その5

指定に向けてのスケジュール



動物由来感染症に対する対策の強化について（意見）

（「輸入動物対策」と「国内の感染源動物対策」）

平成 16 年 6 月 4 日

厚生科学審議会感染症分科会

感染症法の改正に基づき新たに創設される動物の輸入届出制度については、動物由来感染症ワーキンググループでの検討を踏まえ、対象は「陸生哺乳類」、「鳥類」及び「げっ歯目の死体」とし、届出事項及び衛生証明書の内容は、げっ歯目について管理された施設において繁殖されたものであることを確認事項とする等、ワーキンググループ検討報告を参考に定めるべきである。なお、現在地域を限定して輸入が認められているサルについては、今後ペット用の輸入は認めないこととし、輸入されるサルは現行のエボラ出血熱等の検疫に加え、細菌性赤痢等に感染していない旨の証明書を求めるべきである。

さらに感染症法改正により 4 類感染症が獣医師等の届出対象に追加されたこと等を踏まえ、エキノコックス症対策、ウエストナイル熱対策等の推進を図るために、獣医師の届出対象疾病の追加を行う等、感染源動物の発生動向調査体制の整備を図るべきである。また海外から、我が国にない病原体を媒介する可能性のある蚊やねずみ族等が侵入する危険性の高い空海港地域においても、侵入動物対策の推進を図るべきである。

(仮訳)

2.10.1.

霊長類から感染する可能性のあるズーノーシス

2.10.1.1. 序論 (略)

2.10.1.2. 一般的勧告

輸出国政府機関は、CITES の定める有効な関係書類の提示がある場合に限り、国際獣医学的証明書を発行しなければならない。

政府機関は、是認された方法で動物が個体識別され、疾病の伝播が回避できることを確認するものとする(補遺 3.4.3.を参照)。

公衆衛生上の理由から、輸入国政府機関は、ペットとしての飼育を目的とした霊長類の輸入を許可してはならない。

ある霊長類が、その種の本来の生息域内にある国から直接輸入される場合で、その健康に関する保証がきわめて限定的なものである場合、輸入国政府機関は獣医学的証明書よりも検疫手続に、より重きを置くべきである。原則的に、供給者や原産国政府機関による健康の保証が限定的であることが輸入の障害となってはならないが、輸入後の検疫において非常に厳格な要求が課されるべきである。特に、検疫は補遺 3.5.1.に規定されている基準を満たさなければならず、諸検査が直ちに可能ではない、あるいはその意義が限定的な場合、検疫は疾病が伝播するリスクを最小限にするために十分な期間にわたって実施されなければならない。

輸入国政府機関は、永続的な獣医学的監視が行われている施設から輸入された霊長類について、当該動物が当該施設で生産され、または当該施設で少なくとも2年間保管されており、個体識別され、権限のある公務員によって正確な証明書が発行されており、その公式の証明書を補完する、動物個体とその由来する動物群の臨床経過についての証拠資料が完備されていることを条件に、検疫での要求を縮小することができる。

ズーノーシスのキャリアであることが知られている、あるいはそのように疑われる霊長類を輸入する必要がある場合、当該動物を受け入れることが承認されており、補遺 3.5.1.で設定された基準に合

致した、輸入国の領域内の施設に当該動物を保管することを輸入国政府機関が要求することを条件として、当該輸入は本勧告のいずれによっても制限されてはならない。

2.10.1.3. 一般的証明と移動に関する要求

(以下、略)

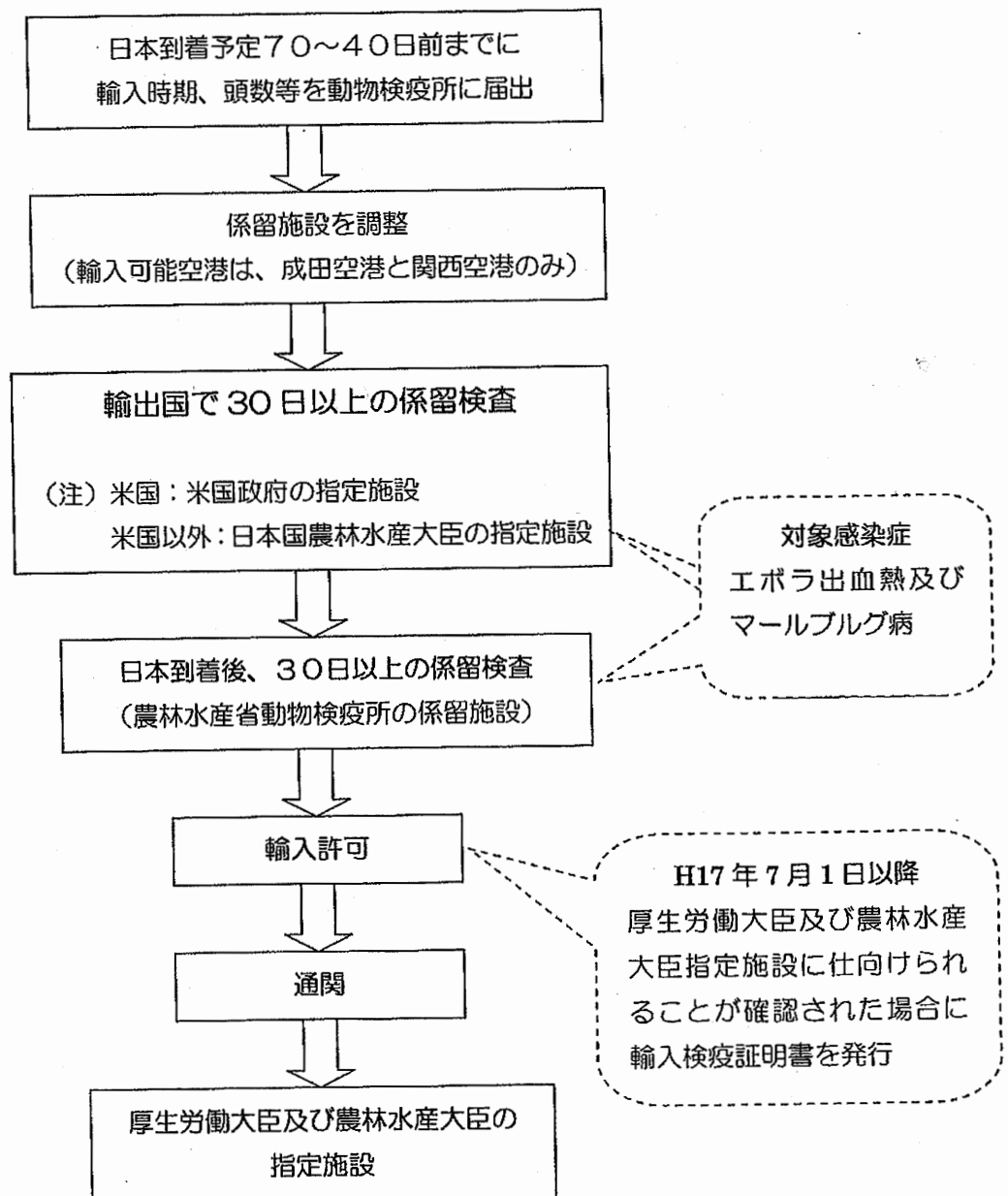
日本のサルの輸入検疫制度の概要

○ 前提

感染症法に基づき、エボラ出血熱及びマールブルグ病の日本への侵入を防ぐため、サルは原則、輸入禁止。一方、エボラ出血熱やマールブルグ病の非発生地域で、サーベイランス体制が整備されている一部の国（※）からは、検疫を経た上で、輸入することが可能。

（※）輸入可能国：アメリカ合衆国、中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、スリナム共和国、ガイアナ協同共和国

○ 具体的な手続きの流れ



○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年厚生省・農林水産省令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
<p>（輸入禁止地域）</p> <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第五十四条第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げる地域とする。</p>	<p>指定動物</p> <p>イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリー・ドッグ及びヤワゲネズミ</p>	<p>（輸入禁止地域）</p> <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第五十四条第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる指定動物につき、相当下欄に掲げる地域とする。</p>	<p>指定動物</p> <p>イタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン、プレーリー・ドッグ及びヤワゲネズミ</p>
<p>地域</p> <p>すべての地域</p>	<p>地域</p> <p>すべての地域</p>	<p>すべての地域（試験研究機関又は動物園（感染症を人に感染させるおそれがない施設として厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定したものに限る。）において業として行われる試験若しくは研究又は展示の用に供されるものにあつては、次に掲げる地域を除く。）</p> <p>一 アメリカ合衆国</p> <p>二 中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム、社会主義共和国、ガイアナ協同共和国、スリナム共和国</p>	<p>次に掲げる地域以外の地域</p> <p>一 アメリカ合衆国</p> <p>二 中華人民共和国、インドネシア共和国、フィリピン共和国、ベトナム、社会主義共和国、ガイアナ協同共和国、スリナム共和国</p>

2 前項の表サルの項に規定する指定を受けようとする試験研究機関又は動物園の設置者は、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定めるところにより、申請書に感染症を人に感染させるおそれがない

施設であることを証する書類その他の書類を添付して申請しなければならぬ。